

8 障がい福祉サービスなど



———自宅や施設で介護の支援を受けたい場合、
就労・生活の訓練を行いたい場合に利用できるサービスです。———

●障がい福祉サービスの対象者

身体障がい者	身体障がい者手帳が必要です
身体障がい児	各種手帳、医師の診断書や意見書などがあれば利用できます
知的障がい者（児）	
精神障がい者（児）	
難病等の方	

●障がい福祉サービス利用までの流れ

相談・申請

出雲市福祉推進課、出雲市障がい者基幹相談支援センター「あんど」
（37ページ参照）、相談支援事業所（34ページ参照）に相談します。
相談の結果、サービスが必要な場合は、出雲市に申請します。



障がい支援区分の調査・審査・判定

認定調査員が訪問し、障がいの状況について調査を行います。
調査の結果を基に、審査会で審査・判定が行われます。
判定にあたり、医師の意見書を取り寄せる必要があります。
※就労・訓練系のサービスのみや児童の場合は、医師の意見書は必要ありません。
◎審査会では「障がい支援区分」が決められます。
区分は、非該当、区分1（軽度）～区分6（重度、支援の必要度：高）に分かれます。
※児童は区分1～区分3に分かれます。



サービス等利用計画の作成・支給決定

相談支援事業所と一緒に「サービス等利用計画」を作成し、出雲市に提出します。
市はそれらを踏まえて、サービスや支給量などを決定し、受給者証を交付します。
◎「サービス等利用計画」とは、これからの暮らしの希望、今、困っていること、
どんな福祉サービスを利用したいかなどをまとめた計画書です。



事業者と契約・サービス利用開始

支給が決定したら、サービスを利用する事業者を選択し、
サービス利用に関する契約を結びます。
そしてサービスの利用を開始します。

私たち相談支援専門員が
相談に応じます

●利用者負担額（介護給付、訓練等給付、障がい児通所給付）

・基本は1割負担

・生活保護受給者、市民税非課税世帯：月額負担上限額 0円

・市民税課税世帯（下表参照：利用者の年齢やサービスの種類、課税状況などで区分されます。）

在宅・通所サービス	区分	市民税所得割額	月額負担上限額	所得要件の判定対象
18歳未満児童	一般1	28万円未満	4,600円	保護者の住民登録世帯
	一般2	28万円以上	37,200円	
18歳以上	一般1	16万円未満	9,300円	本人+配偶者
	一般2	16万円以上	37,200円	

施設入所	区分	市民税所得割額	月額負担上限額	所得要件の判定対象
18,19歳	一般1	28万円未満	9,300円	保護者の住民登録世帯
	一般2	28万円以上	37,200円	
20歳以上 グループホーム18歳以上	一般	課税世帯一律	37,200円	本人+配偶者

●申請・お問い合わせ

・出雲市 福祉推進課 ☎21-6961 FAX 21-6598

・各行政センター 市民サービス課

(1) 介護給付(居宅介護や行動援護等)

サービス名	対 象 者	内 容
居宅介護	《障がい支援区分1以上》	自宅で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います
重度訪問介護	《障がい支援区分4以上》 ※2肢以上に麻痺があり、認定調査で【歩行/移乗/排尿/排便】の全てが「できる」以外で認定された者または同調査において行動関連項目などの合計が10点以上である方 重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方	自宅で、入浴や排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います (者のみ)
行動援護	《障がい支援区分3以上》 認定調査で行動関連項目などが10点以上である方 知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を必要とする者・就学児	行動が困難で常に介護が必要な方に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
重度障がい者等包括支援	《障がい支援区分6》 常時介護を有する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い者	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います
同行援護	視覚障がいによって移動に困難を有する者 同行援護アセスメント調査票において一定の要件を満たした者	外出時に同行し、移動に必要な情報提供をするとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います
短期入所 (ショートステイ)	《障がい支援区分1以上》 居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由によって短期間の入所を必要とする者・就学児	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護を行います

サービス名	対 象 者	内 容
療養介護	《障がい支援区分6》※児童を除く ※気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理をおこなっている方 《障がい支援区分5以上》 ※筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者 病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする方	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います（者のみ）
生活介護	《障がい支援区分3以上、 50歳以上は障がい支援区分2以上》 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護などの支援が必要な方	昼間、入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します（者のみ）
施設入所支援	《障がい支援区分4以上、 50歳以上は障がい支援区分3以上》 夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います（者のみ）

(2) 訓練等給付(自立・就労支援等)

サービス名	対 象 者	内 容
(自立訓練) 機能訓練	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援を必要とする方	自立した地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の維持・回復訓練を行います
(自立訓練) 生活訓練		自立した地域生活を営むことができるよう、一定期間日常生活能力を向上するための訓練や相談支援を行います
(自立訓練) 宿泊型		住居の場を提供し、一定期間家事など日常生活能力を向上するための支援、生活能力の維持・向上のための訓練や相談支援を行います
就労移行支援	65歳未満で一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等通じ、適正にあった職場への就労等が見込まれる方	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力向上のために必要な訓練を行います
就労選択支援	就労または就労の継続を希望し、就労移行支援などを受けることや、通常の事業所に雇用されることについて、適切な選択のための支援を必要とする方	就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望や就労能力、適正等に合った選択の支援を行います
就労継続支援 A型	65歳未満で就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識および能力の向上を図ることによって、雇用契約に基づく就労が可能なる方	通所によって、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を行います
就労継続支援 B型	就労移行支援事業などを利用したが一般企業の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会などを通じ、生産活動に係る知識および能力の向上や維持が期待される方	通所によって、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を行います
共同生活援助 (グループホーム)	身体障がい者および難病などの患者で 65歳未満の方 精神・知的障がい者で介護保険サービスの利用対象とならない方	夜間や休日、共同生活を行う住居で、必要に応じて入浴、排せつ、食事の介護などを行います
就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化によって生活面の課題が生じている方	就労に伴い生じている生活面の課題の解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホームなどを利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活面での問題・課題について確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います

(3) 移動支援事業

対 象	障がい者（児）であって、屋外での移動に介助、支援が必要な方	
内 容	屋外での移動が困難な障がい者（児）について、外出のための支援を行います（社会生活に必要な外出、福祉サービス事業所の送迎など）	
申請・お問い合わせ	・出雲市 福祉推進課 ☎21-6961 FAX 21-6598 ・各行政センター 市民サービス課	

(4) 障がい児通所支援

サービス名	対 象 者	内 容
児童発達支援	就学前児童	障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います
児童発達支援（医療型）★	肢体不自由児および重症心身障がい児	児童発達支援および治療を提供します
放課後等デイサービス	就学児童	障がい児に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の機会を提供します
保育所等訪問	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児、乳児院や児童養護施設に入所する障がい児	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います
居宅訪問型児童発達支援★	外出することが困難な重症心身障がい児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します

★については、現在出雲市内に提供事業所はありません。

(5) 点字・声の広報発行事業

対 象	視覚障がい者	
内 容	市の発行する広報いずも・議会だよりを点訳または音声化したものを無料で送付します また、出雲市ホームページに代読ソフト用のテキスト広報を掲載しています	
申請・お問い合わせ	・出雲市 福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598 ・各行政センター 市民サービス課	



(6) 手話通訳者等の派遣事業

対 象	聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者	
内 容	障がい者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行います	
申請・お問い合わせ	・出雲市 福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598 ・各行政センター 市民サービス課	

(7) コミュニケーション支援

対 象	重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している方で、市が定める要件を満たす方
内 容	意思疎通を図ることに支障がある方が病院または診療所へ入院したときに、居宅介護従事者または重度訪問介護従事者を派遣します
申請・お問い合わせ	・出雲市 福祉推進課 ☎21-6961 FAX 21-6598 ・各行政センター 市民サービス課

(8) 相談支援事業

① 事業の概要

対 象	在宅の障がい者や障がい児の保護者または介護を行う方など
内 容	・障がい者などからの相談に応じ、必要な情報などの提供を行います ・福祉サービスの利用計画を作成し、円滑な利用を支援します
申請・お問い合わせ	・出雲市 福祉推進課 ☎21-6905 FAX 21-6598 ・各行政センター 市民サービス課



② 相談支援事業所一覧

市で行う相談支援事業については、指定特定相談支援事業所の中から9事業所(★印)に委託して実施しています。支援が必要な障がいのある方やご家族が相談できる窓口です。

相談支援事業所	住 所	電話番号	FAX番号	対 象			
				身障	知的	精神	児童
★出雲サンホーム	神西沖町1315	43-7575	43-7577	●	●	●	●
★かのん	神西沖町2485-1	25-8811	43-1751	●	●	●	
★さざなみ学園	神西沖町2485-1	31-9996	43-2256		●		●
★ハートピア出雲	武志町693-4	23-2720	23-2721	●	●	●	●
★ふあっと	今市町400-6	25-0130	33-9127			●	
★プレーグ	平田町2112-1 平田福祉会館2階 ----- 灘分町613 ひらた健康福祉センター1階	62-2977	31-5977	●	●	●	●
★光風園	湖陵町大池240-1	43-0025	43-2119	●	●	●	●
★そうゆう相談センター	斐川町学頭1625-6	72-7085	72-7201		●	●	
★太陽の里	斐川町名島90	72-9125	72-9122		●		
あいか 相談支援事業所	西園町3913-1	27-9229	27-9269	●	●	●	●
いんくるネットいずも	朝山町284	77-6212	77-5325	●	●	●	●
特定相談支援事業所 つなぐ	塩冶神前2-6-12 コーポミスティ201	77-9543	77-9841	●	●	●	
フライエ	小山町361-2	21-9779	21-9780	●		●	
へいあん堂	天神町883-1 三光ビル8号	25-8495	050-3174 -7122	●	●	●	●
ぽてとはうす	平野町1183	27-9171	25-8897		●		
ケアプランやわらぎ	知井宮町1192-9	21-4820	21-7280	●	●	●	●
相談支援事業所 Reve	八島町11-1	25-8602	25-8603	●	●	●	●

相談支援事業所	住 所	電話番号	FAX番号	対象			
				身障	知的	精神	児童
相談支援事業所 リレーション	姫原3丁目1-5 101号室	25-7353	25-7533	●	●	●	●
児童発達支援センターわっこ	知井宮町238	21-2733	21-2734				●
たすけあい平田※平田地域のみ	西代町1032-4	62-0257	62-0258	●	●	●	
相談支援事業所 ビリエット	平田町2194-5	77-5147	77-6506	●	●	●	●
美野園	美野町1694-2	67-0500	67-0565	●	●	●	●
相談支援事業所 わんぱく	東福町156-1	62-4872	62-4872	●	●	●	●
フィリア	佐田町一窪田1961-5	85-8000	85-8010	●	●	●	●
やまびこ園	佐田町八幡原262	85-8005	85-8005	●	●	●	
ぽんぽん船	多伎町多岐892-7	86-7022	86-7023	●	●	●	●
くま&ローズマリー相談室	湖陵町大池482	77-4332	77-4483	●	●	●	●
CSいずも	上塩冶町1741-3	31-7005	31-5565	●	●	●	●
麦の家	斐川町学頭1510-2	72-5110	72-5192	●	●	●	
相談支援事業所 ミライカ	東園町540-1	25-8330	31-4487	●	●	●	●
相談支援事業所 りこっと	塩冶町983-4	77-5966	77-5966	●	●	●	●
相談支援事業所 PICO	斐川町上庄原1823	090-6841-6484			●	●	●
Disability Pride 相談支援事業所 (ディスアビリティ プライド)	今市町2065 パルメイト1階 Izumonomad内	080-2935-7302		●	●	●	●

(9) 地域活動支援センター事業

通所によって、次の訓練や創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などのサービスを提供します。

※障がい者生活介護型のみ、利用のための受給者証の交付と利用者負担があります。

① 事業の種別

種 別	対 象 者				内 容
	身障	知的	精神	難病	
障がい者 生活介護型	○	○		○	・身体機能または生活能力向上のための訓練 ・入浴や排せつ、食事などの介護
精神障がい者 通所型			○		・日常生活訓練、家事訓練などの訓練 ・会話や生活マナーなどの社会適応訓練
障がい者共同 作業所移行型	○	○	○	○	・日常生活および社会適応のために必要な訓練

② 地域活動支援センター一覧

種 別	名 称	住 所	設置主体・経営主体
障がい者 生活介護型	ハートピア出雲デイセンター	武志町693-4	社会福祉法人 創文会
	出雲サンホーム 地域福祉サービスセンター ソレイユ	神西沖町1315	社会福祉法人 恵寿会
	斐川あしたの丘	斐川町直江3909-1	社会福祉法人 斐川あしたの丘福祉会
	知的障がい者通所更生施設 L.C.C.ういんぐ	松江市東持田町1415	社会福祉法人 千鳥福祉会
精神障がい者 通所型	ふあっと	今市町400-6	社会福祉法人 ふあっと
	ここいこ	斐川町学頭1625-27	社会福祉法人 桑友
障がい者共同 作業所移行型	ワークショップ と・ら・い	今市町1213	出雲いきいきネットワーク

(10) 訪問入浴事業

対 象	自宅での入浴が困難な身体障がい者（児）
内 容	訪問によって居宅において入浴サービスを提供します 心身の状況から清拭や部分浴も行います
申請・お問い合わせ	・出雲市 福祉推進課 ☎21-6961 FAX 21-6598 ・各行政センター 市民サービス課



(11) 日中一時支援事業

対 象	家族などの都合などによって、日中の一時預かりが必要な障がい者（児）
内 容	障がい者福祉サービス事業所、障がい者支援施設などにおいて、 障がい者（児）の日中一時預かりを行います
申請・お問い合わせ	・出雲市 福祉推進課 ☎21-6961 FAX 21-6598 ・各行政センター 市民サービス課